

No.	内 容	頁
1	議案第 38 号関係 おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	63
2	議案第 39 号関係 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (1) おいらせ町監査委員条例 新旧対照表 (抜粋) (2) おいらせ町病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋) (3) おいらせ町下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)	64
3	議案第 40 号関係 おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表 (抜粋)	66
4	議案第 41 号関係 おいらせ町認可地縁団体印鑑条例 新旧対照表 (抜粋)	68
5	議案第 42 号関係 おいらせ町乳幼児医療費給付条例 新旧対照表 (抜粋)	69
6	議案第 43 号関係 おいらせ町子ども医療費助成条例 新旧対照表 (抜粋)	70
7	議案第 44 号関係 おいらせ町営住宅管理条例 新旧対照表 (抜粋)	71
8	議案第 45 号関係 おいらせ町公共下水道の構造の基準を定める条例 新旧対照表 (抜粋)	72
9	議案第 48 号関係 水槽付消防ポンプ自動車 (百石第 3 分団) 購入契約の締結について 入開札一覧表	73

1 議案第 3 8 号関係

おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命する者の住所、氏名、生年月日

住 所

氏 名 むら やま みち のり
村 山 通 徳

生年月日 年 月 日

2 議案第39号関係

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(1) おいらせ町監査委員条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
(請求又は要求等に基づく監査又は審査) 第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項及び<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による監査又は審査の請求又は要求があったときは、その翌日から起算して20日以内に監査又は審査に着手しなければならない。 (職員の賠償責任の監査) 第9条 法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による監査を求められたときは、20日以内に意見を付けて町長に回付しなければならない。	(請求又は要求等に基づく監査又は審査) 第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項及び<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による監査又は審査の請求又は要求があったときは、その翌日から起算して20日以内に監査又は審査に着手しなければならない。 (職員の賠償責任の監査) 第9条 法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による監査を求められたときは、20日以内に意見を付けて町長に回付しなければならない。

(2) おいらせ町病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

(3) おいらせ町下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
（請求又は要求等に基づく監査又は審査） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。	（請求又は要求等に基づく監査又は審査） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

3 議案第40号関係

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
（特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1) 略 <u>(2) 危険鳥獣捕獲等作業手当</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> <u>（危険鳥獣捕獲等作業手当）</u> <u>第4条 危険鳥獣捕獲等作業手当は、職員が危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣をいう。）の捕獲等をするための作業で、規則で定めるものに従事した場合に支給する。</u> <u>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,100円の範囲内で規則で定める。</u> （待機手当） <u>第5条 略</u> （診療手当） <u>第6条 略</u> （手術手当） <u>第7条 略</u> （夜間看護手当） <u>第8条 略</u> （死体処理手当） <u>第9条 略</u> （手当の支給制限） <u>第10条 特殊勤務手当は、次の各号のいずれかに該当するものには支給しない。</u>	（特殊勤務手当の種類） 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1) 略 <u>(2) 略</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> （待機手当） <u>第4条 略</u> （診療手当） <u>第5条 略</u> （手術手当） <u>第6条 略</u> （夜間看護手当） <u>第7条 略</u> （死体処理手当） <u>第8条 略</u> （手当の支給制限） <u>第9条 特殊勤務手当は、次の各号のいずれかに該当するものには支給しない。</u>

改 正 案	現 行
(1) <u>第6条</u>に規定する手当を受ける者が、その月において週休日及び休日以外の日のうち勤務しなかった日（年次有給休暇を除く。）が15日以上ある場合 (2) 略 2 <u>第6条</u>に規定する手当は、重複して支給しない。 （手当の支給） <u>第11条</u> 略 （委任） <u>第12条</u> 略	(1) <u>第5条</u>に規定する手当を受ける者が、その月において週休日及び休日以外の日のうち勤務しなかった日（年次有給休暇を除く。）が15日以上ある場合 (2) 略 2 <u>第5条</u>に規定する手当は、重複して支給しない。 （手当の支給） <u>第10条</u> 略 （委任） <u>第11条</u> 略

4 議案第41号関係

おいらせ町認可地縁団体印鑑条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
(印鑑の登録) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録は、認可地縁団体の代表者及び次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）が受けることができる。 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。） <u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) 略 2 略 (登録の実施) 第4条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき施行規則<u>第20条第3項</u>に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査した上、次条の規定により登録を受理しない場合を除くほか、遅滞なく認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。 (代理人の申請) 第13条 施行規則<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により申請をすることができる。 2 略	(印鑑の登録) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録は、認可地縁団体の代表者及び次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）が受けることができる。 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。） <u>第19条第1項第1号へ</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) 略 2 略 (登録の実施) 第4条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき施行規則<u>第21条第2項</u>に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査した上、次条の規定により登録を受理しない場合を除くほか、遅滞なく認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。 (代理人の申請) 第13条 施行規則<u>第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により申請をすることができる。 2 略

5 議案第42号関係

おいらせ町乳幼児医療費給付条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
（乳幼児医療費の給付方法等） 第7条 乳幼児医療費は、乳幼児が医療の給付を受けた医療機関等の請求に基づき、青森県国民健康保険団体連合会又は<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>を通じて医療機関等に支払うものとする。 2・3 略	（乳幼児医療費の給付方法等） 第7条 乳幼児医療費は、乳幼児が医療の給付を受けた医療機関等の請求に基づき、青森県国民健康保険団体連合会又は<u>青森県社会保険診療報酬支払基金</u>を通じて医療機関等に支払うものとする。 2・3 略

6 議案第43号関係

おいらせ町子ども医療費助成条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
（子ども医療費の助成方法等） 第7条 子ども医療費は、子どもが医療の給付を受けた医療機関等の請求に基づき、青森県国民健康保険団体連合会又は<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>を通じて医療機関等に支払うものとする。 2・3 略	（子ども医療費の助成方法等） 第7条 子ども医療費は、子どもが医療の給付を受けた医療機関等の請求に基づき、青森県国民健康保険団体連合会又は<u>青森県社会保険診療報酬支払基金</u>を通じて医療機関等に支払うものとする。 2・3 略

7 議案第44号関係

おいらせ町営住宅管理条例 新旧対照表（抜粋）

改正案	現 行
(入居者の資格) 第5条 略 2 前項に規定する老人等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(8) 略 <u>3</u> 略	(入居者の資格) 第5条 略 2 前項に規定する老人等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。<u>ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</u> (1)～(8) 略 <u>3 町長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</u> <u>4 町長は、入居の申込みをした者が第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の市町村に意見を求めることができる。</u> <u>5</u> 略

8 議案第45号関係

おいらせ町公共下水道の構造の基準を定める条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第1条 下水道法（昭和33年法律第79号） <u>第7条第3項</u>に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、この条例の定めるところによる。	（趣旨） 第1条 下水道法（昭和33年法律第79号） <u>第7条第2項</u>に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、この条例の定めるところによる。

9 議案第48号関係

水槽付消防ポンプ自動車（百石第3分団）購入契約の締結について

入 札 一 覧 表

開 札 執 行 日	令和 8年 8月19日		
入 札 執 行 者	財政管財課長 田中 淳也	入札立会者	会計管理者 澤頭 則光
番 号 ・ 件 名	物 品 第 32 号 水槽付消防ポンプ自動車CD- I 型（百石第3分団）購入		
納 入 場 所	おいらせ町 中下田 地内		
入札書比較価格 (予定価格の税抜)	金 52,000,000 円		
予定価格(税込)	金 57,200,000 円		
入 札 者 氏 名	入 札 結 果		備 考
	順位	金 額	
三栄防火機材株式会社	6	51,900,000	
有限会社大坂室内	6	51,900,000	
有限会社丸栄消機	4	51,800,000	
株式会社八戸鉄工所	1	51,350,000	落札
株式会社善知鳥防災		辞退	
互光産業株式会社	2	51,570,000	
青森日野自動車株式会社 八戸営業所		辞退	
青森三菱ふそう自動車販売株式会社 八戸営業所		辞退	
いすゞ自動車東北株式会社 青森支社 十和田支店		辞退	
株式会社荒沢商会	3	51,700,000	
三共防災株式会社	4	51,800,000	

落札額 51,350,000円（税抜） 契約額 56,485,000円（税込）

※ 入札書比較価格及び入札金額には消費税額が含まれていない。